

ごみの不法焼却(野焼き)は **禁止**されています

平成13年4月から、基準に従わない野外での廃棄物の焼却には厳しい罰則が適用されています。野外焼却は、煙や悪臭でまわりの人が迷惑するばかりか、ダイオキシンや有害物質の発生の原因になります。

罰 則

**違反者は、5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金、又はこの併料
(法人の場合は3億円以下の罰金)**

※廃棄物の焼却未遂であっても、罰則の対象となることがあります。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(焼却の禁止)

第十六条の二 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない

- 一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

【Q & A】

Q. 家庭用のごみをドラム缶や簡易焼却炉で燃やしてはだめですか？

A. 罰則の対象となります。

Q. どんど焼きや稲わら、もみ殻を燃やすのもだめですか？

A. 風俗慣習や農林水産業を営むために必要な焼却など、一部適用から除かれますが、この場合でも周囲に迷惑のかからないよう十分に注意し、必要最小限にとどめる必要があります。(廃タイヤ、廃ビニール焼却は焼却できません)

(罰則対象の例外)

家畜伝染病予防法に基づく死体の焼却、森林病虫害等予防法による駆除命令に基づく病虫害の付着している枝状・樹皮の焼却、凍霜害防止のための稲わらの焼却、災害時の木くずの焼却、風俗慣習上のどんど焼き等門松、しめ縄等の焼却、農業等営むためのやむを得ない焼却、たき火等日常生活を営む上で通常行われる焼却であって軽微なもの など

※ただし、例外とされる焼却であっても、健康被害も含む人の生活に密接に関係がある環境に何らかの支障が現実に生じ、又は社会通念上そのおそれがあるときは、措置命令等の対象となります。